

# みずほフィナンシャルグループの 内部管理体制

## CHAPTER 5

---

### 目次

みずほフィナンシャルグループの リスク管理体制 .....	68
みずほフィナンシャルグループの コンプライアンス(法令等遵守)体制 .....	76
みずほフィナンシャルグループの 内部監査体制 .....	77

## みずほフィナンシャルグループの内部管理体制

### みずほフィナンシャルグループのリスク管理体制

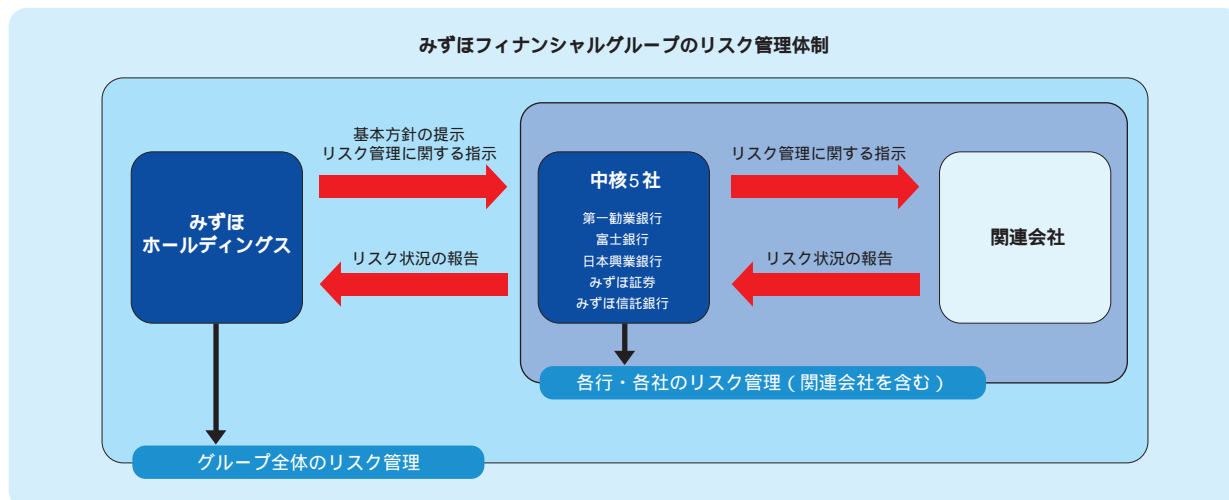
#### みずほフィナンシャルグループのリスク管理への取り組み

##### 基本的な考え方

金融の自由化・国際化の進展等により金融業務は急速に多様化・複雑化しており、金融機関は信用、市場をはじめ、事務・システム・法務・決済等、多様なリスクを抱えています。当グループでは、銀行経営の健全化・安定化を図りつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてこれらのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題の1つとして認識しています。このような認識のもと、みずほホールディングスの取締役会において、各種リスクの明確な定義、適切なリスク管理を行うための体制の整備と人材の育成、リスク管理体制の有効性および適切性の監査の実施等を内容とした、グループ全体に共通のリスク管理の基本方針を定めました。当グループはこの方針に則り、さまざまな手法を活用してリスク管理手法の高度化を図る等、リスク管理の強化に取り組んでいます。

##### リスク管理体制の概要

当グループにおいては、グループ内の各社において業務内容に応じた適切なリスク管理を行うとともに、当社がグループ全体のリスク管理を統括する体制としています。具体的には、当社が定めた各種リスク管理の基本方針に基づき、中核5社(第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行)が、関連会社も含めたリスク管理を行っています。また、当社はグループ全体のリスク状況をモニタリングしつつ、中核5社に対してリスク管理に関する適切な指示を行っています。



# stems of MIZUHO

## みずほフィナンシャルグループの統合リスク管理について

### 基本的な考え方

リスク管理には、信用・市場リスク管理のようにリスクを適正にコントロールしつつ収益の確保を図っていくものと、事務・システム・法務リスク管理等のようにリスクの発生自体をできるだけ予防することで損失の発生を回避していくものがあります。

当グループにおいては、リスクの定量化手法に基づいて信用リスクおよび市場リスクを合算して管理するとともに、各種リスクの特性に応じた管理を行い、リスク管理の高度化に積極的に取り組んでいます。

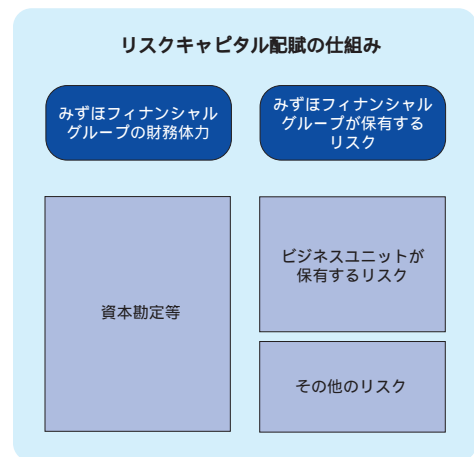
### リスクキャピタル配賦

当グループでは統合リスク管理の枠組みを導入しており、グループ全体が抱えているリスクを可能な限り把握しています。また、そのリスクを当グループの財務体力の範囲内にとどめる運営を平成13年度より開始しました。

具体的には、各ビジネスユニットにリスクキャピタルを配賦し、リスクに上限を定めてリスク制御を行うとともに、当グループ全体(連結ベース)のリスクが資本勘定等の財務体力を超えないように、リスク制御を実施しています。また、この枠組みのもとで、経営の健全性を常時確保するために、リスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、リスク状況を適切に把握しています。

### オペレーショナル・リスクへの取り組み

事務リスク・システムリスク・法務リスク等をオペレーショナル・リスクと総称しています。これらのリスクに対しては、各々の特性に応じた管理を実施するだけでなく、損失発生要因や事業活動特性等に基づいて各種リスクを横断的に管理し、定量的に把握したうえで、コストに見合ったリスク削減を行うことが重要です。当グループにおいては、自己資本比率規制に関する検討状況やリスクの定量化手法の進展等をふまえつつ、オペレーショナル・リスク管理の高度化に積極的に取り組んでいます。



#### ▶オペレーショナル・リスクに関する自己資本比率規制

バーゼル銀行監督委員会において、オペレーショナル・リスク(事務リスク・システムリスク・法的リスク等を包含)に見合う自己資本が必要との認識のもと、平成16年度からの導入に向けて具体的な計測手法につき検討が行われています。

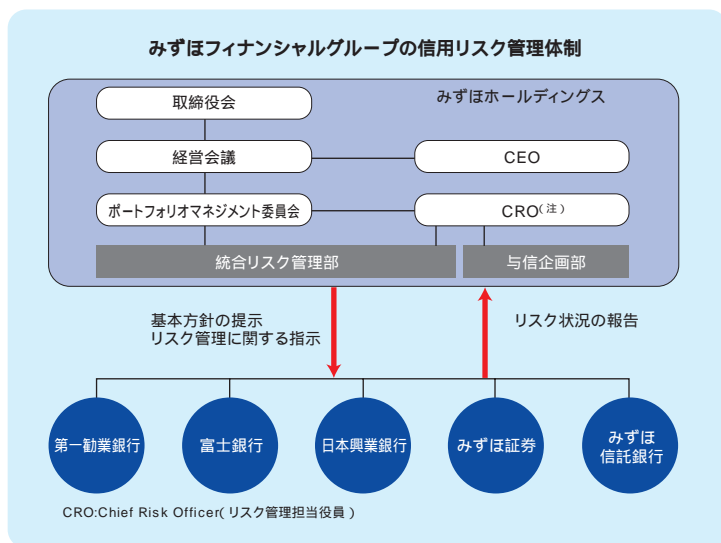
### みずほフィナンシャルグループの信用リスク管理について

#### 基本的な考え方

当グループでは、信用リスクを、「与信先の財務状況の悪化等により資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少または滅失し、金融機関が損失を被るリスク」と定義し、金融の自由化や国際化、高度化等によって複雑となった信用リスクを、グループとして把握・管理するための手法や体制を

整えています。

当グループは、信用リスク管理を相互に補完する2つのアプローチによって実施しています。1つは取引先の信用状態の調査を基に、個別案件ごとの与信実行から回収までの過程において管理を行うもので、主として中核5社等で実施しています。もう1つは、与信取引から発生する貸倒損失の可能性を統計的な手法によって把握しながら、ポートフォリオ全体として管理を行うもので、中核5社等のほか、みずほホールディングスにおいて実施しています。



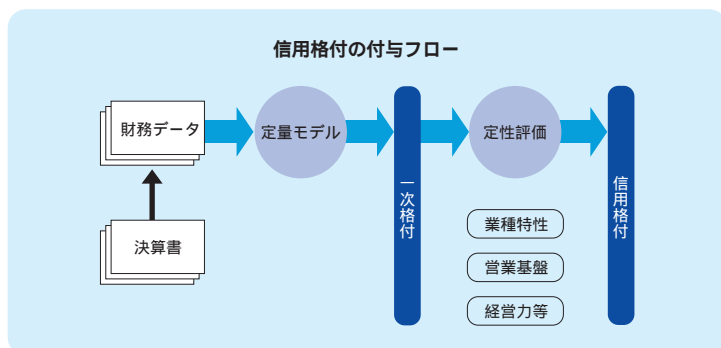
#### 信用リスク管理体制

当社では、信用リスクに関する重要事項は、「信用リスク管理の基本方針」に則り取締役会が決定します。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として、「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、当グループのクレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っています。リスク管理グループ長が所管する統合リスク管理部と与信企画部は、共同で信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っています。

中核5社等のうち3行では、信用リスク管理部署、審査担当部署、および与信監査部署を設置し、それぞれ営業推進部署から影響を受けない体制をとっています。具体的には、信用格付制度や信用リスクの計測等によるポートフォリオ状況の把握・モニタリング、与信限度等の管理を行うとともに、これらの観点をもとに個別案件審査を行い、自己査定結果の監査や各営業拠点に対するリ

スク管理指導等を実施することで、与信判断と事後管理の強化を図っています。また、みずほ証券、みずほ信託銀行でも、各業態の特性を勘案した信用リスク管理を行っています。

当社は、これら中核5社等からの報告に基づき、グループ全体の信用リスク状況を一元的に把握し、必要に応じて適切な対応を行っています。



当グループでは、信用リスク管理の重要なインフラとして信用格付を活用しています。信用格付は、定量的な財務評価に営業基盤等の定性的な評価を加味して決定され、与信先の信用力を客観的に示すものです。平成13年4月より、海外拠点から順次移行を開始している3行統一の新しい信用格付は、3行のノウハウを集約し、大企業から中小企業まで一貫した体系に収めたもので、外部格付や債務者区分等との関係にも十分に配慮したものとなっています。

また、自己査定については、金融検査マニュアルに準拠した厳正な統一基準を策定し、平成12年3月期決算より適用しています。

### ポートフォリオ管理体制

ポートフォリオに視点を置いた信用リスク管理では、クレジットポートフォリオから発生する貸倒損失の可能性を、統計的な手法によって、今後1年間に予想される平均的な損失額(=信用コスト)と、その予想額を超えて損失が膨らむ場合の最大超過額(=信用リスク量)という2つの計数を主要な計測値として算定しています。そのうち信用コストについては、与信取引から得られる収益でカバーすべきものであり、取引指針設定の参考値とする等の活用をしています。また、信用リスク量については、それが損失として顕現化した場合、自己資本によってカバーすべきものと考え、信用リスク量が配賦されたリスクキャピタルの範囲内に収まるように、クレジットポートフォリオの内容をさまざまな観点からモニターし、必要に応じてポートフォリオに制約を設定しています。

クレジットポートフォリオ管理の具体的な方法としては、個別取引先や1企業グループに与信が集中することによってリスクが増大することのないように、大口取引先への与信集中状況をモニターしながら、必要に応じて与信額に制約を設定することや、特定の業種や特定の地域に与信が集中することによって、景気変動等に伴い与信取引の信用状況が連動して悪化することのないように、特定業種や特定地域への与信集中状況等を定期的にモニターする等の管理を行っています。これらのポートフォリオに視点を置いた信用リスク管理は、基本的には3行における信用リスク管理として実施していますが、当社においてもグループ全体のモニタリングを実施しています。

### みずほフィナンシャルグループの市場・流動性リスク管理について

#### 基本的な考え方

当グループでは、市場リスクを、「金利・有価証券等の価格・為替等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債( オフバランスを含む )の価値が変動し損失を被るリスクとし、市場の混乱等で市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク( 市場流動性リスク )を含む」と定義しています。

当グループでは、みずほホールディングスがグループの市場・流動性リスク管理を統括する体制をとっています。具体的には、当社が市場・流動性リスク管理に関するグループ全体の基本的な方針を定め、中核5社はその基本方針に則り、その他関連会社も含めてリスク管理を行っています。また、市場・流動性リスクの状況については、当社がグループ全体のリスク状況をモニタリングし管理する体制となっています。

#### 市場リスク管理体制

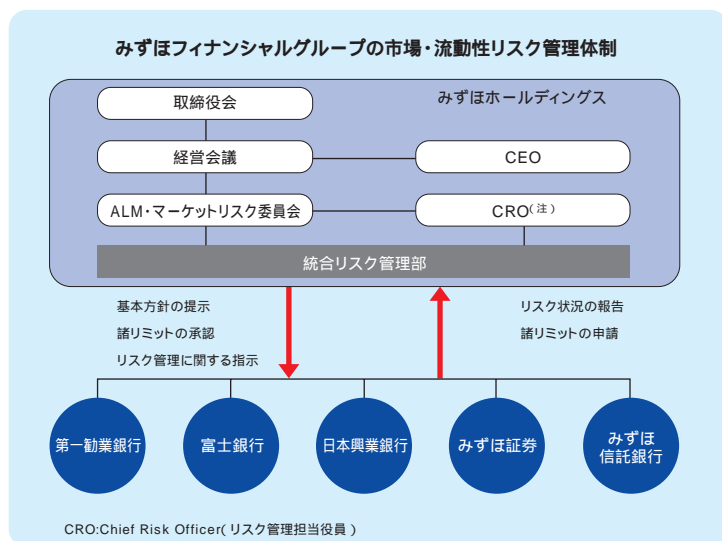
当社の管理体制については、市場リスク管理に関する重要な事項は、基本方針に則り取締役会が決定します。市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会としては、「ALM・マーケットリスク委員会」を設置しています。同委員会は、月次資金調達運営方針の決定、ALM基本政策・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行います。リスク管理グループ長は市場リスク管理の企画運営に関する事項を所管します。当社の統合リスク管理部は、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミット・ガイドラインの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行います。

#### ▶ALM (Asset and Liability Management)

金融機関が、リスクの適正化と収益の極大化を目指して、保有する資産および負債を統合して管理のうえ、それらに内在する金利リスクおよび流動性リスクをコントロールすること。

また、中核5社においては、保有する市場リスクの規模・態様に依りてリスク管理部署を設置し各社レベルでの市場リスク管理を行い、さらに、トレーディングを行う部拠点には部拠点レベルのリスク管理専担部署( ミドルオフィス )を設置しています。

報告体制については、当社は中核5社より統合リスク管理部に必要なデータの提供を受け、またリスクの状況等およびリミット等の遵守状況等について定期的に、また、必要に応じて報告を受けています。これらの報告等に基づき、当社は市場リスク管理の状況把握等を行い、市



場リスクの状況やリミットの遵守状況等について、CEOには日次で、また、取締役会および経営会議等に対しては定期的に、また、必要に応じて報告しています。

計測方法については、VARを中心とした市場リスク量を計測、ストレステストもあわせて行い、VARによる管理を補完しています。平成12年度下期のトレーディング業務のVAR(信頼区間片側99%、保有期間1日)は平均で98億円、最小72億円から最大134億円で推移しました。

管理手法については、中核5社の行う各業務の特性に応じ、VARリミットや金利感応度を用いたポジションリミット等を設定し管理しています。これら諸リミットの設定においては、業務戦略や、過去の枠使用率、リスク負担能力(収益・自己資本・リスク管理体制)、収益目標、商品の市場流動性等を考慮し、ALM・マーケットリスク委員会での審議・調整および経営会議での審議を経てCEOが決定します。

市場流動性リスクについては、金融商品ごとに適切な管理手法を用いてモニタリングを行っています。

### 流動性リスク管理体制

当グループでは、流動性リスクを、「金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク」と定義しています。

管理体制・報告体制については、基本的に前述の市場リスク管理体制と同様ですが、これに加え、市場・ALMビジネスユニット長が資金繰り管理業務の企画運営に関する事項を所管しています。

計測方法については、当グループでは、市場からの資金調達に係る上限額等、資金繰りに関する指標をもって流動性リスクを計測しています。流動性リスクに係るリミット等は、ALM・マーケットリスク委員会での審議・調整および経営会議の審議を経てCEOが決定し、取締役会に報告しています。

さらに、当グループでは、資金繰りの逼迫度に応じた「平常時」、「懸念時」、「危機時」の区分、および「懸念時」、「危機時」の対応について、当社の基本方針等に定めています。

#### ▶VAR(Value at Risk)

市場の動きに対し、一定期間(保有期間)・一定確率(信頼区間)のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法です。VARの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法(計測モデルと呼びます)によって異なります。

### みずほフィナンシャルグループの各種リスク管理体制について

#### 事務リスク管理体制

事務リスクとは、事務処理が正確あるいは適切に行われなかったために、有形無形の損失を被るリスクのことです。

当リスクに関して、みずほホールディングスでは、当グループ全体管理のための「事務リスク管理の基本方針」を策定しています。中核5社はこの基本方針に則り、各々の「事務リスク管理の基本方針」を定めており、これにより当グループとして統一的なリスク管理の枠組みが整えられています。

当社は、中核5社より、事務リスク管理の状況等について、定期的に、また必要に応じて報告を受けており、IT・システム・事務グループ長は、こうした報告に基づき、みずほフィナンシャルグループ内におけるリスク状況を適切に把握のうえ、事務リスク管理を総合的に行っています。また、当社CEOほか経営陣に対しても、定期的に、また必要に応じて管理の状況等に関する報告を実施しています。

当グループでは、正確で迅速な事務がお客様の信用の原点との認識のもと、引き続き事務リスク管理のレベルアップに取り組みます。

#### システムリスク管理体制

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い有形無形の損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより有形無形の損失を被るリスクのことです。

当社では、システムリスク管理の枠組みとして、統一の「システムリスク管理の基本方針」を策定しています。中核5社はこの基本方針に則り、各々の「セキュリティポリシー」を定め、システムに関する情報資産の保護ならびに安全な利用を図っています。

システムリスク状況については、当社のIT・システム企画部が、中核5社より定期的に、また必要に応じて報告を受けています。IT・システム・事務グループ長は、システムリスクの所在・規模・性質を適切に把握し、総合的に評価・モニタリングしたうえで、当社CEOほか経営陣に対して定期的に、また必要に応じて報告をしています。

#### 法務リスク管理体制

法務リスクとは、法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他の法的理由により有形無形の損失を被るリスクのことです。

銀行経営においては、規制緩和により業務の自由化・多様化が進展する一方で、自己責任が強く求められるようになってきました。このような環境のもと、当グループでは法務リスク管理を経営に関わる重要課題と認識し、当社コンプライアンス統括グループの法務部が、その基本的企画・運営を行っています。



当社は、当グループの統一的な「法務リスク管理の基本方針」を制定し、法務リスク軽減のための施策として、経営判断や新商品・新規業務等に対するリーガルチェック、法令の制定・改廃等の法務関連情報の一元管理、訴訟等の法務リスク状況の把握・対応等を実施しています。中核5社は、当社が制定した「法務リスク管理の基本方針」に則り法務リスクを管理し、同様の施策を実施しています。

### 決済リスク管理

決済リスクは、何らかの理由により決済が予定通り行えなくなることに伴い損失を被るリスクのことであり、一般に信用リスク・流動性リスク・事務リスク・法務リスク等、さまざまなリスクが内包されています。また最近では、国際間の通貨決済で、決済時間帯が異なることによる決済リスク、いわゆるヘルシュタットリスクを国際的にどう解決するかが大きな課題となっています。

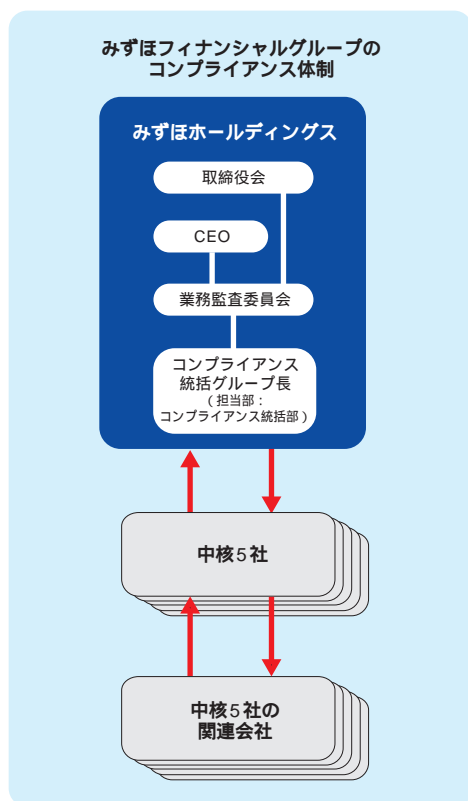
当グループでは、各種ネットィング手法による決済金額そのものの圧縮や、決済タイムラグの短縮化のための即時グロス決済(RTGS)や国際的な多通貨同時決済機関(CLS)を活用した決済リスクの削減等、さまざまなリスク回避策に取り組んでいます。

### みずほフィナンシャルグループのコンプライアンス(法令等遵守)体制

#### コンプライアンスの基本方針

当グループは、わが国を代表する総合金融グループとしての社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、「法令や諸規則を遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践すること」をコンプライアンスと考え、その推進に努めています。そして、みずほホールディングスおよび中核5社は、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、世界に通用するコンプライアンス態勢を推進し、これをもって株主や市場等から高く評価され、広く社会からの信頼を確立することを共通の基本方針として定めています。また、統合の基本理念を実現するため、倫理面での具体的な行動基準を示した「みずほの企業行動規範」を策定し、当グループの役員・社員一人ひとりに配付のうえ、周知徹底を図っています。

#### コンプライアンスの運営体制



当社は、コンプライアンス・監査の観点から、業務運営の適切性等をチェックするため、当社の企画管理本部のグループ長および外部の法律や会計の専門家をメンバーとする業務監査委員会を設置しています。また、執行役員であるコンプライアンス統括グループ長のもとに、コンプライアンスの企画・推進を行うコンプライアンス統括部を設け、当グループ全体のコンプライアンス管理を統括させています。さらに、当社内の各部所室では、その長がコンプライアンスに係る責任者として任命され、自らの持ち場でコンプライアンスを指導・実践しています。

当グループのコンプライアンス管理については、当社が示す方針に則り、各社が各々のコンプライアンス体制を確立しています。そして当社は、中核5社のコンプライアンス遵守状況を報告等を通じて直接に把握し、必要に応じて適切な対応を行っています。また、中核5社の関連会社に対しては、中核5社を通じて同様の管理を行っています。

## みずほフィナンシャルグループの内部監査体制

### 内部監査の基本方針

内部監査とは、独立した立場で内部管理体制の有効性を総合的・客観的に評価のうえ、問題点の助言・指導・是正勧告を行うことです。

当グループでは、みずほホールディングスがグループの「内部監査の基本方針」を定め、中核5社の内部監査部門はその基本方針に則って、各社の業務運営状況の適切性・有効性を検証し、問題点の助言・指導・是正勧告を行います。

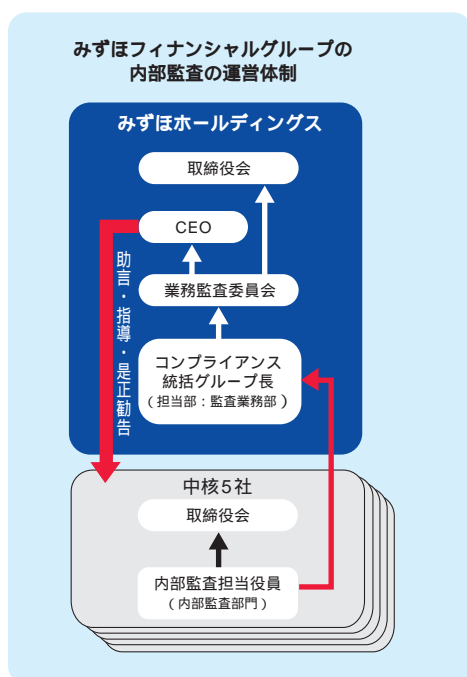
当グループの内部監査は、内部管理の主要目的(リスク管理の適切性、業務運営の効率性と有効性、財務報告の信頼性、法令等および社内規程の遵守等)の達成状況を検証することを通じて、当グループの経営の健全なる発展に貢献することをその使命としています。

### グループの内部監査の運営体制

当社は、中核5社における内部監査の実施状況を一元的に把握・管理します。

中核5社は、当社が定めた「内部監査の基本方針」に則って各々の内部監査に係る管理体制を確立しています。また、中核5社以外の関連会社については、原則として中核5社を通じた管理体制としています。

当社は中核5社からの内部監査の結果報告等により、中核5社が実施した内部監査の体制・手法・深度等の適切性と中核5社・関連会社における内部管理体制の有効性を検証し、必要に応じて助言・指導・是正勧告を行っています。また、この検証結果は、当社の業務監査委員会・CEOおよび取締役会に報告しています。



当社のコンプライアンス統括グループ長は業務監査委員会の委員長を兼ねており、業務監査委員会の決定事項・重要報告事項について、取締役会に直接報告しています。

### みずほホールディングスの内部監査の運営体制

当社の業務監査委員会は、取締役会の決定する基本方針に基づき、当社および当社が経営管理を行う子会社のコンプライアンス・監査に関する重要な事項の審議または決定を行います。

当社の監査業務部は、コンプライアンス統括グループ長のもとでグループ全体の内部監査を統括するとともに、当社自身の社内監査を実施することにより、持株会社としての業務の適正性等をチェックする牽制機能としての役割を果たしています。